

履行確実性を審査・評価する場合の総合評価落札方式【調査3】 価格点1：技術点3

I 総合評価に関する事項

1 総合評価の方法

- (1) 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）は、下記2の評価項目における評価点の合計点とし、最大60点を与える。
- (2) 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）は、入札価格を予定価格で除して得た数値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分20点を乗じた値とする。
$$\text{価格点} = \text{入札価格に対する得点配分} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right)$$
- (3) 上記(1)、(2)で得られた技術点及び価格点の合計点による評価値をもって落札者を決定する。

2 総合評価における評価項目

- (1) 企業の実績、能力及び信頼性に関する事項
同種業務の実績、業務成績、信頼度（指名停止措置、低入札価格調査基準価格等を下回る価格による同種業務の受注実績）により評価する。
- (2) 予定技術者の経験及び能力に関する事項
保有資格、同種業務の実績及び成績、技術者の専任制、継続教育により評価する。
- (3) 業務の実施方針に関する事項
業務の実施方針（業務理解度）、実施体制、実施手順の妥当性により評価する。
- (4) 技術提案に関する事項
入札説明書5（2）クの（ウ）について評価する。
- (5) 技術提案の履行確実性に関する事項
 - ア 業務内容に対応した経費が計上されているか。
 - イ 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
 - ウ 品質管理体制が確保されているか。
 - エ 再委託内容は適正か。

3 技術点の算定

- (1) 競争参加資格確認資料及び技術提案書について、上記2（1）から（4）の評価項目ごとに審査の上、上記2（1）から（3）の評価項目に付与した評価点に、上記2（4）の評価点に下記（2）による履行確実性の評価に基づく履行確実性度を乗じて得た値を加えたものを技術点とする。
$$\text{技術点} = \text{企業の実績、能力及び信頼性の評価点} + \text{予定管理技術者の経験及び能力の評価点} + \text{業務の実施方針等の評価点} + (\text{技術提案の評価点} \times \text{履行確実制度})$$
- (2) 履行確実性度については、上記2（4）の技術提案に関する事項について、履行の確実性の審査・評価に関するヒアリング（入札説明書）、上記2（5）の評価項目ごとに当該技術提案に関する事項の履行確実性を審査し、5段階で総合的に評価の上、評価の高い順から1.0、0.75、0.5、0.25、0を与える。

4 評価に関する基準

(1) 技術点の評価基準は以下のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点
企業の実績、能力及び信頼性		同種業務の実績	14点
		同種業務の成績	
		信頼度（指名停止）	
		信頼度（低入札価格調査基準価格等を下回る価格による受注実績）	
		業務表彰等（農林水産大臣又は林野庁長官又は森林管理局長等からの表彰及び災害復旧事業計画作成業務の実績の有無） （過去2年間）	
企業の取組	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	次に掲げるいずれかに該当する企業。 ・えるぼし、プラチナえるぼしの認定、一般事業主行動計画の届出 ・くるみん、プラチナくるみんの認定 ・ユースエール認定	14点
	賃金引上げの実施	【大企業】 事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること	
		【中小企業等】 事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること	
賃金引上げ計画未達成	提出した「従業員への賃金引上げの実績整理表」等により賃金引上げ実施の確認ができない場合は減算評価とする。		
予定技術者の経験及び能力		保有資格	16点
		同種業務の実績	
		同種業務の成績	
		技術者の専任性	
		継続教育	

(2) 業務の実施方針及び実施体制

評価項目	評価基準	配点
実施方針	業務理解度（目的、条件、内容）	10点
実施体制	業務実施手順（手順、体制、工程）	

(3) 技術提案に関する事項

評価項目	配点
入札説明書5（2）クの（ウ）について評価する。	20点

(4) 技術提案の履行確実性

評価項目	評価基準
業務内容に対応した経費が計上されているか	全ての積算費目において必要額以上を確保している又は必要額を下回った費用については、その理由が明確であるか
配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか	各々の技術者に支払われている報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っている場合であっても、その理由が明確であるか
品質管理体制が確保されているか	照査予定技術者の人工が必要人工（標準案）を確保している又は人工が必要人工（標準案）を下回っている場合であっても、その理由は明確であるか
再委託内容は適正か	再委託の内容、金額が明確で、支払いが適正か

II 履行確実性の審査・評価に関する事項

1 履行確実性の審査のための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。なお、調査基準価格を満たす者に対して追加資料を求める場合は、別途連絡する。

- ア 当該価格で入札した理由（追加資料様式1）
- イ 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書（追加資料様式2、2-1）
- ウ 一般管理費等の内訳書（追加資料様式2-2）
- エ 当該契約の履行体制（追加資料様式3）
- オ 手持ちコンサルタント業務等の状況（追加資料様式4）
- カ 手持ち業務の人工（追加資料様式4-1）
- キ 配置予定技術者名簿（追加資料様式5）
- ク 直接人件費内訳書（追加資料様式5-1）
- ケ 手持ち機械等の状況（測量、地質調査業務に限る。）（追加資料様式6、6-1）
- コ 過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び発注者名（追加資料様式7）

【添付資料】

- サ 再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
 - シ 過去3ヵ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3ヵ月分の法定福利費（事業者負担分に限る。）の負担状況が確認できる書面の写し
 - ス 代表者の直筆署名による品質証明書。（ヒアリング当日持参して提出すること）
 - セ 上記アからコを説明する上で必要となる書面（ヒアリング当日持参して提出すること）
- なお、追加資料の記載にあたっては、当森林管理局ホームページ掲載の「履行確実性の審査のための追加資料記載要領」及び「履行確実性の審査のための追加資料様式」による。

2 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

- (1) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、履行確実性に関するヒアリング（入札説明書）、上記1の履行確実性の審査のための追加資料及び添付資料をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点をその履行確実性に応じて付与する。
- (2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、下記アからエまでの各項目ごとに審査した上で、下記

(4) により、5段階（A～E）で総合的に評価する。

ア 業務内容に対応した費用が計上されているか

イ 配置予定技術者（照査予定技術者を除く。以下同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか

ウ 品質管理体制が確保されているか

エ 再委託先への支払いは適正か

(3) 審査の目安は、次のとおりとする。

ア 業務内容に応じた費用が計上されているか。

審査内容	様式	審査の目安
直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費等の必要額が確保されているかを審査する。	追加資料様式1 追加資料様式2 追加資料様式2-1 追加資料様式5-1 追加資料様式6	○：業務内容に応じて、全て必要額以上を確保している又は必要額を下回った費用についてその理由に妥当性がある。 ×：必要額を下回った費用に関する理由に妥当性がない。 ×：提出資料が不十分であり、審査する情報が十分でない。

必要額は、調査基準価格算定の基礎となったそれぞれの項目に記載された額とする。

イ 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか

審査内容	様式	審査の目安
配置予定技術者への適正な報酬の支払が確保されているか。	追加資料様式3 追加資料様式5 追加資料様式5-1	○：業務内容に応じて、各々の技術者に支払われている報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っている理由に妥当差異がある。 ×：報酬が会社等において定められた額を下回っている理由に妥当性がない。 ×：提出資料が不十分であり、審査する情報が十分でない。
配置予定技術者の人工が適正であるか。	様式4 様式4-1 様式7	○：業務内容に応じて、人工が必要人工（標準案）を確保している又は人工が必要人工（標準案）を下回っていてもその理由に妥当性がある。 ×：人工が必要人工（標準案）を下回っている理由に妥当性がない。 ×：提出資料が不十分であり、審査する情報が十分でない。
上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目イの審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

ウ 品質管理体制が確保されているか

審査内容	様式	審査の目安
照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	追加資料様式3 追加資料様式5 追加資料様式5-1	○：業務内容に応じて、各々の技術者に支払われている報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は下回っている理由に妥当性がない。 ×：報酬が会社等において定められた額を下回っている理由に妥当性がない。 ×：提出資料が不十分であり、審査する情報が十分でない。
照査予定技術者の人工が適正であるか。	様式4 様式4-1 様式7	○：業務内容に応じて、人工が必要人工（標準案）を確保している又は人工が必要人工（標準案）を下回っていてもその理由に妥当性がある。 ×：人工が必要人工（標準案）を下回っている理由に妥当性がない。 ×：提出資料が不十分であり、審査する情報が十分でない。
上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目イの審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。		

照査技術者の配置が義務付けられていない場合には、配置予定技術者が成果品の品質に対する全面的な責務を負うことから上記イの審査で代替する。

エ 再委託先への支払いは適正か

審査内容	様式	審査の目安
再委託の業務内容を再委託先が確認しているか。	様式2 様式3 様式5-1 再委託先見積書	○：業務内容に応じて、再委託の内容、金額が妥当である。×：再委託の内容、金額に妥当性がない。 ×：提出資料が不十分であり、審査する情報が十分でない。

再委託するものがなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、更に業務内容に対応した費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であることに鑑み上記ア、イの審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

ア 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行が必ずしも十分にされないと認められる具体的な事情がない限り、上記(2)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする。

イ 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、上記(2)アからエまでの審査項目を(3)審査の目安に沿って評価した結果、「○」と審査した項目数に応じて、次の表の「○」

と審査した項目数の欄に対応する履行確実性を付与するものとする。

「○」と審査した 項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.00
3	B	0.75
2	C	0.50
1	D	0.25
0	E	0